

第2期 南島原市 教育振興基本計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



南島原市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の進行管理	
第2章 南島原市の教育（チャート）	2
1 南島原市の教育の在り方	
2 施策体系	
第3章 施策の展開	6
第1節 学校教育の充実	6
1 「人間力」を育む教育の推進	6
2 学校生活・就学支援	14
3 教育環境の整備	17
第2節 社会教育の推進	20
1 学習機会の充実	20
2 青少年の健全育成	24
3 文化・芸術の振興	26
第3節 スポーツの振興	29
1 生涯スポーツの推進	29
2 スポーツ力の強化	33
第4節 文化財の保護と活用	35
1 歴史・文化財の保護と保存整備・活用	35
2 歴史・文化財の活用と普及	38
3 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全	39
【資料】	
用語解説	42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南島原市教育委員会では、市民一人一人が『幸せで悔いのない人生を歩むための“善き人格”を育む』ことを教育の目的とし、その目的を達成するために、「教育基本方針」「教育理念」「教育努力目標」を定めております。これらを具現化し推進するため「南島原市教育振興基本計画〈H25～H34〉」を策定し、計画的に取り組んできました。

この間、国においては、平成29年3月に新しい「学習指導要領」が定められ、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組が進められております。

また、令和5年4月には、こども家庭庁が創設され、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するために、「こども基本法」が施行されました。

さらに、令和5年6月に策定された国の第4期教育振興基本計画では、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行^{*1}」の考え方を基調とし、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方が示されております。

このような中、南島原市教育委員会では、今後推進すべき具体策を明らかにし、本市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、国の第4期計画を参酌するとともに、令和5年3月に策定された第Ⅱ期南島原市総合計画（後期基本計画）との整合性を図り、第2期南島原市教育振興基本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5年6月に策定された国の第4期教育振興基本計画を参酌し策定した本市の教育振興基本計画であり、第Ⅱ期南島原市総合計画（後期基本計画）のアクションプランとなるものです。

本計画の範囲は、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします。

ただし、計画期間中であっても法改正などにより、変更の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

4 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条による自己点検・評価を活用し、PDCAサイクル^{*2}による適切な進行管理を行います。

第2章 南島原市の教育（チャート）

1 南島原市の教育の在り方

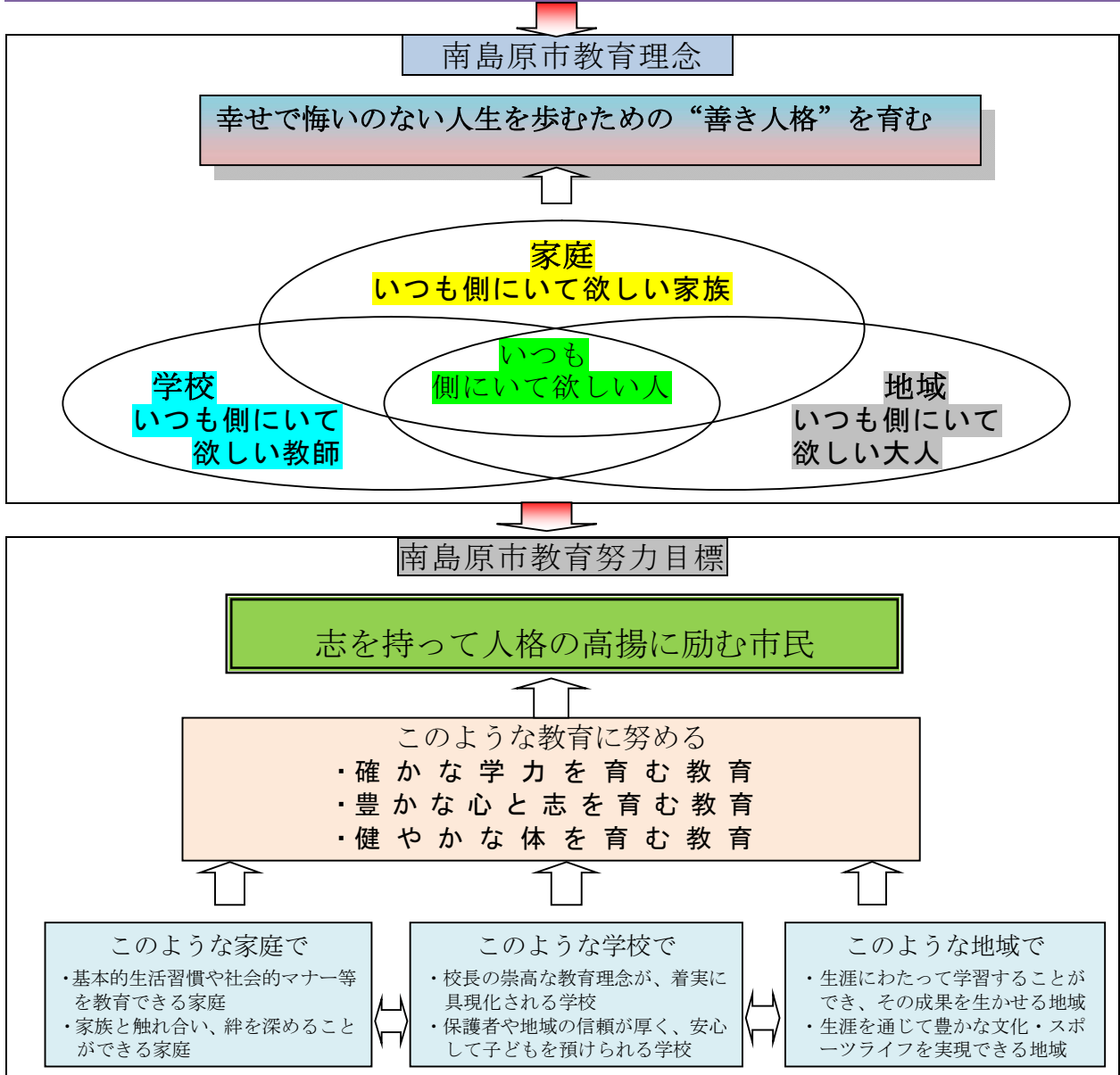
南島原市教育委員会は、市民一人一人が『幸せで悔いのない人生を歩むための“善き人格”を育む』ことを教育の目的とする。

その達成のために、「教育基本方針、教育理念、教育努力目標」を次のとおり定める。

南島原市教育基本方針

南島原市教育委員会は、人間尊重の精神を基調として、人格の高揚を図り、市民の理解と協力と参画の下に、本市固有の歴史と風土を受け継ぎ、生かし、個性豊かで国際社会に貢献できる人づくりに努める。

教育に携わる者は、その使命感に徹し、自らの資質と指導力を高める努力を怠らず、相和して本市教育の充実発展に努める。



2 施策体系

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組
学校教育の充実【5-1】	1 「人間力」を育む教育の推進【5-1-2】	(1) 生きるための学力と人間力の向上	① 主体的・対話的で深い学びの実現
			② 市学力調査の実施
			③ 外国語教育の推進
			④ 教育DXの推進
			⑤ 道徳教育
			⑥ 人権教育の推進
			⑦ 平和教育
			⑧ キャリア教育
			⑨ 読書活動
			⑩ 校種間の円滑な接続
			⑪ 学校給食を通じた食育の推進
		(2) 学校体育・学校保健の充実	① 体力・運動能力調査の実施
			② 体力向上支援事業等の活用
			③ 中学校総合体育大会の推進
			④ 部活動の地域移行
			⑤ 感染症への対応
	⑥ 性教育の充実		
	⑦ 学校保健会との連携		
	(3) 地域に根ざした教育の推進	① ふるさと学習（郷土学習）	
		② 北村西望賞教育美術展の実施	
		③ 古野賞科学技術展の実施	
		④ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置	
		⑤ 「普賢岳噴火災害を語り継ぐ日（9月15日）」の実施	
	(4) 教職員・指導者の育成	① 教職員研修	
		② 学校訪問	
		③ 研究指定	
		④ 学校支援共同実施連絡協議会	
⑤ 学校支援員の配置			
2 学校生活・就学支援【5-1-4】	(1) 学校生活の支援	① 就学相談の実施	
		② 就学時健康診断の実施	
		③ 教育支援委員会の設置	
		④ 特別支援教育助手の配置	
		⑤ コーディネーター研修会の実施	
		⑥ 心の教室相談員の配置	
		⑦ 南島原市適応指導教室（つばさ）の運営	
		⑧ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置	
	(2) 就学への支援	① 就学援助	
		② 遠距離通学支援	
		③ 給食費の補助	
(3) 高等学校教育・高等教育への支援	① 奨学資金貸付金		
	② 奨学資金償還補助金		
3 教育環境の整備【5-1-3】	(1) 適正規模・適正配置の推進	① 適正規模・適正配置事業	
		① 学校施設の耐震化工事	
	(2) 学校施設の充実	② 学校施設整備・改修事業	
		③ ICT機器活用環境の整備	
		④ 学校給食センターの円滑な運営	
		① 学校施設安全点検	
	(3) 子どもたちの安全確保	② 防犯カメラの設置	
		③ 通学路の安全点検の実施	

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組
社会教育の推進【2-2】【5-1】【5-2】			
1 学習機会の充実【5-1-1】【5-2-1】			
	(1) 学びの場の提供	① 公民館講座 ② 家庭教育支援の充実 ③ 地域人材の育成	
	(2) 図書館活動の充実	① 子ども読書活動推進事業 ② 読書サポーター養成事業	
	(3) 地域交流活動拠点施設の活性化	① 地域活性化フォーラムの開催	
	(4) 生涯学習施設の維持管理	① 社会教育施設の整備 ② 社会教育施設の適正配置	
	(5) 教育DXの推進・デジタル人材の育成	① 公民館講座等のデジタル活用推進 ② 図書館のデジタルライブラリー事業の推進 ③ 社会教育施設管理DXの推進	
2 青少年の健全育成【5-2-2】			
	(1) 青少年の健全育成	① 放課後子ども教室推進事業（寺子屋21） ② 通学合宿事業 ③ 地域学校協働活動推進事業 ④ 人権教育推進事業 ⑤ 高校生キャリア教育事業	
3 文化・芸術の振興【2-2-1】			
	(1) 文化・芸術への鑑賞・創造・参加機会の充実	① 芸術文化振興事業 ② 子ども芸術鑑賞事業	
	(2) 本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興	① 文化団体育成支援事業 ② セミナリヨ現代版画展開催事業	
	(3) 市民文化・芸術活動の推進	① アートビレッジ・シラキノ事業	
	(4) 伝統文化・伝統芸能の保存と継承	① 郷土芸能保存継承支援事業	

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組
スポーツの振興【5-3】			
1 生涯スポーツの推進【5-3-1】			
	(1) 生涯を通じたスポーツの推進	① 南島原市スポーツ協会との連携 ② 南島原市スポーツ推進委員会との連携 ③ 総合型地域スポーツクラブ「TEAMひまわり」との連携 ④ 部活動の地域移行 ⑤ 各種スポーツ大会運営費等支援事業	
	(2) 各種スポーツ教室の実施	① 小学生水泳教室の実施 ② マリンスポーツ教室の実施 ③ 自然体験事業の実施	
	(3) シニアスポーツの推進	① シニア向け運動教室の実施	
	(4) スポーツにおけるDXの推進	① eスポーツの推進 ② 社会体育施設管理DXの推進	
	「人間力」を育む教育の推進【5-1-2】 (5) 各種スポーツクラブ等の育成	① 小中学生スポーツ大会出場支援事業 ② 小学校社会体育活動支援事業	
2 スポーツ力の強化【5-3-2】			
	(1) スポーツイベントの実施	① 市民スポーツ大会の実施 ② 原城マラソン大会の実施 ③ スポーツ専門指導員育成講習会や講演会の開催	
	(2) 社会体育施設の整備	① 社会体育施設の整備・管理 ② 社会体育施設の活用	

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組
文化財の保護と活用【2-1】			
1 歴史・文化財の保護と保存整備・活用【2-1-1】			
	(1) 「原城跡」・「日野江城跡」の保存整備	① 原城跡保存整備事業 ② 日野江城跡保存整備事業 ③ 指定文化財公有化事業	
	(2) 市内文化財の保存整備	① 埋蔵文化財発掘調査事業（開発事業） ② 埋蔵文化財発掘調査事業（学術目的） ③ 文化財の指定	
	(3) 文化財周辺の環境保全	① 指定文化財等の巡視及び清掃活動	
2 歴史・文化財の活用と普及【2-1-2】			
	(1) 歴史・文化財の活用と普及の推進	① 指定文化財及び遺跡情報等の周知活動	
	(2) 歴史・文化施設等の環境整備と適正な維持管理	① 企画展等の開催	
3 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全【2-1-3】			
	(1) 世界遺産センターの整備	① 原城跡世界遺産センター整備事業	
	(2) ガイダンス機能の充実	① 歴史資料調査及び展示用コンテンツ作成事業	
		② VR等デジタルコンテンツ整備活用事業	
	(3) 世界遺産市民協働会議活動の充実	① 世界遺産市民協働会議との連携事業	
	(4) 世界遺産の適切な保全と活用	① 世界遺産推進事業	
		② 世界遺産周知啓発・情報発信事業	
		③ 原城跡来訪者対応事業	

第3章 施策の展開

第1節 学校教育の充実 【5-1】

1 「人間力^{※3}」を育む教育の推進 【5-1-2】

【現状と課題】

本市の児童生徒の学力状況については、全国学力・学習状況調査の結果から見ると、国語、算数・数学の「知識・技能を問う問題」の正答率に比べ、「思考・判断・表現を問う問題」の正答率が低いことから、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもちろん、習得した知識や技能を活用し、思考力や判断力、表現力を身に付けさせることが、課題と言えます。

本市では、学力向上対策として、教職員研修の実施や学校訪問指導における授業指導において学習内容の確実な定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」^{※4}の実現に向けた授業改善指導を行っています。また、学力向上推進員を任命し、研修会を開催する学力向上推進事業に加え、各学校では、「学力向上プラン」を作成し、児童生徒の実態を踏まえた対策を行っています。

今後も、日々の授業の充実を図るとともに、望ましい生活習慣の確立や家庭学習の習慣化を目指し、「確かな学力」を身に付けさせていきます。

【具体的な取組】

(1) 生きるための学力と人間力の向上

調査やテストなどで測定可能な資質・能力（認知能力）と意欲や協働する力、見通す力等、テストなどでは測定が難しい資質・能力（非認知能力）を一体的に育成することを目指し、本市ではこの一体的な資質・能力を「生きるための学力」と規定しました。この「生きるための学力」を基盤にした「人間力」を、学校教育のあらゆる場と機会を通じて育成し、本市の将来を担う意欲ある人材を育成します。

そのほか、国際的に活躍する人材の育成を目指し、グローバル教育^{※5}を推進します。

① 主体的・対話的で深い学びの実現

児童生徒が学びの主体となる「主体的・対話的で深い学び」を実現し、単なる知識や技能の習得ではなく、自分で考え、判断し、表現できる力を育成するために、授業改善に取り組みます。

また、個別最適な学び^{※6}と協働的な学び^{※7}の一体的な充実を図り、全ての児童生徒が安心して学び、学び甲斐を実感する学校教育の実現に努めます。

② 市学力調査の実施

児童生徒の学力の現状や課題を、全市的な規模での確かつ客観的に把握・分析するために市学力調査を実施し、学力向上に関する教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ります。

また、各学校が、児童生徒一人一人の学力の定着状況を的確に把握するとともに、自校における学力向上に関する取組の成果と課題を分析し、学習指導の改善を図り

ます。

③ 外国語教育の推進

グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、外国語指導助手（ALT）^{※8}を中学校へ、英語指導助手（EAT）^{※9}を小学校へ派遣し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、英語に親しめるように取り組んでいます。

また、英検及び英検Jr.学校版の受験料を補助することで、児童生徒の自発的な能力開発や夢の実現に向けた取組を支援します。



「外国語指導助手（ALT）による外国語指導の様子」

④ 教育DX^{※10}の推進

現行の学習指導要領では、「情報活用能力」が「言語能力」「問題発見・解決能力」と同じように「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられ、いわゆる Society5.0^{※11}時代を生きる児童生徒の教育には、デジタル技術の効果的な活用が求められています。

これまでの教育実践とICT^{※12}の活用を適切に組み合わせていくことで、児童生徒の情報活用能力を最大限に引き出します。また、発達の段階に応じて、授業や家庭での学習用端末の活用を促進することによって、GIGA スクール構想^{※13}を一層推進し、「誰もが、いつでも、誰とでも、自分らしく学べる」学習環境の構築を目指します。

また、長崎県統合型校務支援システム^{※14}の利活用により、校務の事務的処理や会議などの運営の効率化に取り組み、学校業務の質的転換を図るとともに、児童生徒に必要な指導を持続的に行います。



「学習用端末を活用した授業の様子（小学校）」



「学習用端末を活用した授業の様子（中学校）」

⑤ 道徳教育

道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を培うため、「特別の教科 道徳」の指導の充実を図るとともに、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する」道徳教育を実践します。

また、「豊かな心と志を育む教育」を具現化するため、各学校においては、「特別の教科 道徳」の指導を中核としながら全教育活動を通じた道徳教育の更なる充実に努めます。

⑥ 人権教育の推進

各学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るための教育を推進するとともに、インターネットやSNSなどによるいじめを含めた人権侵害の実態把握に努め、保護者や関係機関と連携した改善対策を推進します。

また、教職員自らが人権感覚を磨き、様々な人権課題について認識を深め、今日的な人権課題（障がいのある人、外国人、LGBT^{※15}など）に対応できる実践力を付けるための各種研修会への参加、各学校での校内研修の実施を推進します。

⑦ 平和教育

児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえ、学校における全ての教育活動を通して、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質と実践的態度を育成します。

各学校では、8月9日の「長崎原爆の日」に平和集会を開催し、平和に関する発表や平和宣言などを行います。

⑧ キャリア教育^{※16}

児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

⑨ 読書活動

本市では、各学校へ市立図書館から図書館職員を週1回派遣し、読書活動の充実に取り組んでいます。

また、文部科学省の学校図書館図書標準に示されている蔵書数は、全ての学校が満たしているので、今後も子どもの要望に応じた図書や豊かな心を育てるための図書を計画的に購入し、更なる学校図書館の充実を図ります。

⑩ 校種間の円滑な接続

幼保小連携を推進し、幼児期における遊びを通して培った主体性などの資質・能力を小学校以降の教育にしっかりと引き継ぎ、伸ばします。

今後更に遊びを中心とした幼稚園や保育園などの生活から教科学習が中心となる小学校の生活への円滑な接続を図るため、幼保小の連携を強化していきます。

また、小・中学校においては、9年間を見通した教育課程の編成や学習規律を確立します。

⑪ 学校給食を通じた食育の推進

児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせるため、栄養教諭、学校栄養職員が各学校を巡回し、給食時間などを活用して食育指導を行います。

また、地場産品の学校給食への活用を推進し、素麺などの郷土食材を積極的に取り入れることで、地域の食文化への理解を深めるとともに、ふるさとを思う心を育てます。

(2) 学校体育・学校保健の充実

子どもの成長過程において、体力は欠かすことのできない重要な要素です。新体力テストの結果などから児童生徒の実態を把握し、学習指導要領に基づいた指導を徹底することで学校体育の充実に努めます。

また、心と体を一体として捉え、家庭や地域、関係機関と連携して心身の健康を保持増進する指導の充実に努めます。

① 体力・運動能力調査の実施

調査結果の分析を基に、各校の実態に合わせた体力向上アクションプランを作成し、各学校のPDCAサイクルを活性化させます。

また、生活習慣、運動習慣の改善と保護者への啓発を図り、家庭と連携して児童生徒の体力の向上に向けた取組を推進します。

② 体力向上支援事業等の活用

長崎県教育委員会が主催する「フィットネスチャレンジながさき」や「体育学習サポーター派遣」、「元気アップファミリーフィット」などの体力向上支援事業等を積極的に活用します。体育の授業などにおいて、仲間と協力して記録を目指したり、専門的な指導を受けたりする活動を通して、児童生徒に運動の本質的な楽しさを味わわせ、運動の習慣化を目指します。

③ 中学校総合体育大会の推進

中学生の体育の振興を図るため、南島原市中学校体育連盟に対し、環境や経費などの支援を行います。

④ 部活動の地域移行

本市の部活動については、生徒数の減少や指導する教職員の負担など、課題があります。今後の中学校における部活動の望ましい在り方について、「南島原市部活動の在り方検討委員会」で協議し、令和6年度から順次、部活動の地域移行が実現できるように努めます。

⑤ 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症などの感染症の予防に関する正しい知識を身に付け、実効性のある予防対策、感染拡大防止対策の実現に努めます。

⑥ 性教育の充実

命の教育の一環として、性教育を児童生徒の発達の段階に応じた時期と内容で実施します。実施に際しては、学校全体で共通理解を図り、保護者や地域の協力を得ながら進めることによって、よりよい家庭や社会づくりに向けて責任ある行動を実践することができる資質や能力を育てます。

⑦ 学校保健会との連携

学校保健安全法に定める学校における児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒の安全の確保が図られるよう南島原市学校保健会と連携を取りながら、学校保健安全法の趣旨に沿った教育環境の

整備、保健衛生活動の推進に取り組みます。

また、南島原市学校保健会（保健主事部会、養護教諭部会）が開催する研修会に参加し、必要に応じて指導助言を行うとともに、学校保健会を構成する医師会、歯科医師会の研修会に参加し児童生徒の安全確保と健康づくり推進に協力します。さらに、学校保健委員会活動の活性化を図ります。

（３） 地域に根ざした教育の推進

総合的な学習の時間において、世界遺産学習をはじめとする「ふるさと学習」を実施するほか、子どもたちが市の歴史や歴史遺産の価値について正しい理解を得られるよう努めるなど、郷土に愛着と誇りを持った市民の育成を図ります。

① ふるさと学習（郷土学習）

各学校では、社会科や総合的な学習の時間などに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産（原城跡）を含む、郷土の自然や文化、歴史など（ひと・もの・こと）を学ぶことによって、ふるさとを心に刻み、将来何らかの形でふるさとに貢献しようとする人材を育成する「ふるさと学習」を計画的に実施します。

そのような学習をサポートするため、郷土学習資料「わたしたちの南島原市」の初版を平成21年3月に発行し、令和4年2月に2回目の改訂を行いました。今後も、学習指導要領の改訂に伴い、その改訂を行います。

② 北村西望賞教育美術展の実施

本市の出身で名誉市民である北村西望氏の御功績を顕彰するとともに、各学校の美術教育の振興を図り、児童生徒が美術を通じて、感性を高め、豊かな創造力を育むことを目的とし、北村西望賞教育美術展を開催します。

③ 古野賞科学技術展の実施

本市の出身で名誉市民である古野清孝、古野清賢 御兄弟の御功績を顕彰するとともに、各学校の科学技術教育の振興を図り、児童生徒が科学や技術に興味をもって課題解明に取り組み、科学的思考や表現力を育てることを目的とし、古野賞科学技術展を開催します。



「ふるさと学習（郷土学習）」



「北村西望賞教育美術展・古野賞科学技術展」

④ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）※¹⁷の設置

地域住民、児童生徒の保護者などの学校運営への参画を促進します。この取組により、本市の将来を担う児童生徒を地域全体で育て「地域と共にある学校づくり」を推進するとともに、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォーム※¹⁸にもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。

⑤ 「普賢岳噴火災害を語り継ぐ日（9月15日）」の実施

普賢岳噴火災害における大火砕流により、平成3年9月15日に大野木場小学校旧校舎が焼失しました。各学校において、毎年その日を「普賢岳噴火災害を語り継ぐ日」として、ふるさと南島原の人たちがどんな気持ちで困難に立ち向かったか、復興までどんなに頑張ってきたかを継承する学習活動を仕組み、その学びを防災教育につなげます。

(4) 教職員・指導者の育成

高い専門性と豊かな人間性を持った品格ある教職員を育成するため、南島原市教職員研修などを通して、実践的な教職員研修を行います。

① 教職員研修

本市における喫緊の教育課題や社会及び教職員のニーズに応じた実践的な研修を通じて、高い専門性と豊かな人間性を持った教職員を育成し、学校力※¹⁹を高めます。

② 学校訪問

市内全ての小・中学校を3年間で訪問し、学校経営方針の着実な具現化に向けて、学校運営、教育課程、校内研究、学習指導、生徒指導などへの指導助言を行います。また、必要に応じて随時訪問を行い、学校課題の解決に向けた指導助言を行います。

③ 研究指定

1校を2年間継続して、「生きるための学力と人間力の向上」に関する研究校として指定し、教職員の指導力の向上、教育の質の向上を図っていきます。研究指定校は、指定初年度には中間発表（校内）を行い、最終年度には研究発表会を開催して、成果を公開し、市内外の小・中学校に研究成果の普及を図ります。

④ 学校支援共同実施連絡協議会

学校における事務処理の効率化と学校運営などに関する支援を行うため、市内全ての小・中学校を3ブロックに区分し、それぞれの地区に学校の事務職員等で組織する学校支援共同実施室を設置しています。

この学校支援共同実施室の円滑な運営と整備、充実を図るため、学校支援共同実施連絡協議会を定期的に開催します。

⑤ 学校支援員の配置

市内全ての小・中学校に各1名（計21名）の学校支援員を配置しています。

学校支援員は、学校の教育活動に際し、教職員の業務支援を行うことで、教職員が児童生徒への指導や教材研究などに今まで以上に尽力できるようにします。

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
市学力調査のすべての学年の全ての調査で全国平均以上の正答率の学校数	0校	10校
英検及び英検Jr.学校版受験者数の割合（小学校）	5%	8%
英検受験者数の割合（中学生）	32%	40%
英検3級以上の英語力を有する生徒の割合 （中学校卒業時）	48%	60%
PC、タブレット※20などのICT機器を活用した学習をほぼ毎日している児童の割合 （全国学力・学習状況調査児童質問紙より）	13%	100%
PC、タブレットなどのICT機器を活用した学習をほぼ毎日している生徒の割合 （全国学力・学習状況調査生徒質問紙より）	13%	100%
将来の夢を持っている児童の割合 （全国学力・学習状況調査児童質問紙より）	68%	90%
将来の夢を持っている生徒の割合 （全国学力・学習状況調査生徒質問紙より）	44%	80%
教育課程に関する幼保小連携の実施校数 （小学校）	3校	13校
教育課程に関する小・中連携の実施校数 （小・中学校）	10校	21校
県主催体力向上支援事業等の活用校数	4校	10校
部活動の地域移行の割合	0%	100%
「ふるさと学習連携カリキュラム」の作成及び実践校数 （小・中学校）	0校	21校
北村西望賞教育美術展の出展の割合	45%	55%
古野賞科学技術展の出展の割合	69%	80%
学校運営協議会を設置した学校数 （コミュニティ・スクール）	2校	12校

2 学校生活・就学支援〔5-1-4〕

【現状と課題】

本市の小・中学校において、特別な配慮を要する児童生徒の割合は増加傾向にあり、特別支援学級の増設及び通級指導教室^{※21}の新設、通常学級における複数による指導によって多様な教育的ニーズへの対応に努めています。

また、令和3年度の本市において、病気以外で年間30日以上欠席した児童生徒、いわゆる不登校の児童生徒は38名（小学生7名、中学生31名）で、全児童生徒の約1.2%（小学校0.4%、中学校2.9%）になります。この割合は全国（小学校1.3%、中学校5.0%）や県（小学校1.1%、中学校4.9%）と比べると少ないですが、大きな課題となっています。この課題の改善に向けて、各学校においては、児童生徒及びその保護者に寄り添った教育の実践に努めています。本市教育委員会は、県や関係機関と連携してスクールカウンセラー^{※22}やスクールソーシャルワーカー^{※23}の配置や派遣を行うなど、様々な課題を抱えた児童生徒及びその保護者に対する教育相談体制の整備に努めています。

他方、経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、義務教育の円滑な実施を目的として就学援助を行います。また、地理的な理由によって就学が困難な児童生徒に対して、遠距離通学支援を行います。

さらに、本人や保護者との教育相談体制を充実させるとともに、中学生の進学にあたっては、高等学校などとの連携を強化していきます。

【具体的な取組】

（1） 学校生活の支援

児童生徒の不登校などの未然防止や悩みの軽減のため、心の教室相談員や適応指導教室^{※24}施設相談員を配置するとともに、特別支援教育助手を配置することで、子どもに寄り添う教育の充実に努めます。

また、就学時健康診断により児童の身体状況を的確に把握し、進級に応じた健全な身体の成長を見守りながら、学校生活での健康管理と生活指導に努めます。

① 就学相談の実施

障がいのある幼児、児童生徒の就学及び教育の在り方について、県教育委員会及び特別支援学校の支援を受けながら相談業務を行い、保護者に対して助言を行います。

② 就学時健康診断の実施

就学予定者の健康診断や面談を通して、心身の状況を的確に把握するとともに、保護者に対して就学にあたっての必要な勧告や助言を行います。

③ 教育支援委員会の設置

心身に障がいのある幼児、児童生徒に対し、それぞれの特性に応じた教育が受けられるよう、障がいの状態、保護者の意見や専門家の意見などを踏まえた総合的な観点から、就学支援の適正を図ります。

④ 特別支援教育助手の配置

各学校の特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒に、一人一人のニーズに応じた指導と支援の充実を図るため、特別支援教育助手を配置します。

⑤ コーディネーター研修会の実施

各学校の特別支援教育コーディネーター※²⁵を対象とした研修会を実施し、コーディネーターとしての資質向上に努めるとともに、各学校における特別支援教育に関する研修や教職員で構成する校内委員会の充実を図ります。

⑥ 心の教室相談員の配置

児童生徒が気軽に相談室を訪れて話をしたり、活動を共にしたりすることで、悩みやストレスを解消する手助けをする心の教室相談員を、必要に応じて各学校に配置します。

また、定期的に心の教室相談員連絡協議会を開催して、児童生徒への対応の仕方や保護者、教職員などとの連携の方法について研修する機会をつくります。

⑦ 南島原市適応指導教室（つばさ）の運営

適応指導教室に指導員を配置することにより、心理的、情緒的な理由によって登校できない状態にある児童生徒に対して、個別や小集団での相談、指導を通して、学校への復帰や社会的な自立を目指した支援を行います。

⑧ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置

県教育委員会が任用するスクールカウンセラーを各学校に配置し、児童生徒の悩みの解決やストレスの軽減などに資するようにします。また、同じく県教育委員会が任用するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、必要な支援ができるようにします。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者、教職員の相談対応や助言を行うとともに、心の教室相談員や教職員と連携することで、より充実した相談体制の整備を目指します。



「南島原市適応指導教室（つばさ）」

(2) 就学への支援

子どもたちの就学に関し、安心して勉学に励むことができるよう、遠距離通学者や自転車通学者への通学支援、経済的な理由によって就学が困難な世帯への給食費や学用品費などの援助を行います。

① 就学援助

本市に住所を有し、本市の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学が困難な者に対し、学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などを心配することなく義務教育が受けられるよう、就学援助制度の適正な実施に努めます。

② 遠距離通学支援

小学校統合（分校の本校併合を含む）により児童が遠距離通学となる場合、通学に伴う「負担軽減」と「安全確保」を図るため、スクールバスを利用できるものとします。また、公共交通機関を利用して遠距離通学をする児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、通学費補助金を交付します。

③ 給食費の補助

市内の子育て世帯への支援として、本市の小・中学校に3人以上の児童生徒が在籍する世帯に対して、3人目以降の児童生徒の給食費を全額補助します。

(3) 高等学校教育・高等教育への支援

経済的な理由で就学が困難な学生に対して学資を貸与し就学を支援することで、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成します。

① 奨学資金貸付金

学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的理由により就学が困難である学生に対して奨学資金を無利子で貸与し、就学の支援を行います。

奨学資金の運用については、償還金の確実な回収や延滞の防止及び延滞の長期化を防ぐため、未納対策を実施して円滑な運用に努めます。

② 奨学資金償還補助金

若者の定住促進を図るため、本市の奨学資金を借りて学校を卒業した後、市内に居住し、就労しているなどの条件を満たした人に対して、償還した奨学金の3分の2以内の金額を補助金として交付します。

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
特別支援教育助手配置数	38人	43人
不登校児童生徒数の割合	1.8%	0.8%
奨学資金償還補助金新規交付者数	6人	7人

3 教育環境の整備 [5-1-3]

【現状と課題】

学校教育においては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。しかしながら、少子化の進行により、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されることから、少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討し、実施していくことが求められています。

学校は、学習の場であると同時に、児童生徒と教職員が一日の大半を過ごす生活の場であることから、安全・安心、快適な環境が確保されなければなりません。現在、実施している非構造部材^{*26}の耐震対策をはじめ、照明のLED化、トイレの洋式化を進めます。

また、学校給食調理場については、これまでのセンター方式調理場6か所、自校方式調理場1か所の計7か所の調理場体制から、令和3年9月に供用開始した集中型学校給食共同調理場（南島原市学校給食センター）1か所の調理場体制に改善し、安全・安心で均一な学校給食の提供を行っています。

【具体的な取組】

(1) 適正規模・適正配置の推進

児童生徒の学校生活における教育環境の平準化、集団生活能力の向上などを図るため、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、小中一貫教育、義務教育学校の設置を含めた適正規模・適正配置の検討を進めます。

① 適正規模・適正配置事業

児童生徒数などの情報を積極的に公表し、適正規模・適正配置の議論を促進するとともに、保護者や地域住民の意向を踏まえて、適正規模・適正配置の在り方の検討を進めます。

(2) 学校施設の充実

子どもたちが安全で快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設の計画的な整備、非構造部材の耐震化や改修、適切な維持管理に努め、ICTの活用などによる学習能力を高めるための環境づくりを推進します。

① 学校施設の耐震化工事

耐震診断の結果、補強が必要とされた校舎、屋内運動場については、耐震化計画に基づき耐震補強及び改築工事を実施し、平成26年度に耐震化を完了しました。

今後は、非構造部材についての耐震対策を進めていきます。

② 学校施設整備・改修事業

学びの場としての学校施設の安全点検と環境づくりに努めるとともに、市内全施設の劣化状況や破損状態及び危険度を定期的に把握し、適切な修繕や改修工事を計画的に行います。

また、年々老朽化する学校施設の整備に要する財源確保のため、平成29年度に

南島原市学校施設整備基金を創設しました。

今後も、学校施設の改築工事、長寿命化改修工事、大規模改修工事などの財源として計画的に活用していきます。

③ ICT機器活用環境の整備

児童生徒の学習効果を高めるために、ネットワーク環境の整備、拡充に努め、ICT機器の活用を促進します。



「電子黒板を活用した授業の様子」

④ 学校給食センターの円滑な運営

令和3年9月に供用開始した集中型学校給食共同調理場（南島原市学校給食センター）において、新学校給食衛生管理基準（平成21年施行）に適合した施設及び衛生管理のもと、全ての児童生徒に安全・安心で均一な学校給食の提供を行います。

南島原市学校給食会と連携を図り、アレルギー対応、異物混入などの未然防止、食育推進に加え、施設見学の受け入れ、試食の機会の提供など学校給食に関する相互理解を図り、施設の円滑な運営を行います。



「南島原市学校給食センター」

(3) 子どもたちの安全確保

学校施設において、落下物や転倒物などから子どもたちを守るため、チェックリストを活用した安全点検を各学校へ呼びかけます。

全国的に不審者の学校侵入事案が発生していることから、侵入防止対策を講じます。

また、関係機関と連携し、通学路の安全確保や児童生徒の心身の健全な育成に資する活動の推進に努めます。

① 学校施設安全点検

学校保健安全法第27条に基づく安全点検時に、平成27年3月改訂版の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」を活用した取組を行うよう、各学校へ呼びかけ、学校現場で判断することが困難な場合は、学校と一緒に点検を行い、安全確保を図ります。

② 防犯カメラの設置

不審者の学校侵入防止対策の強化を図るため、令和7年度までに全ての小・中学校へ防犯カメラを設置します。

③ 通学路の安全点検の実施

平成26年12月に策定(平成31年4月に改訂)された「南島原市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校及び関係機関とともに通学路の合同安全点検を実施し、児童生徒が安全に通学できるよう、自転車歩行者専用道路の活用促進も含め、通学路の安全確保を図っていきます。



「自転車歩行者専用道路を活用した通学の様子」

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
防犯カメラ設置校数	4校	21校

第2節 社会教育の推進 【2-2】【5-1】【5-2】

1 学習機会の充実 【5-1-1】【5-2-1】

【現状と課題】

本市の社会教育では、生涯の各時期に応じた学習機会の充実、適切な情報提供をはじめ、生涯にわたる学習を通して、心豊かな潤いのある生活や、楽しく生きがいのある生活が送れるような社会づくりを目指した事業を行っています。今後は、公民館講座等の学習活動の機会と内容の充実を図るとともに、各地区での地域課題に即した講座や人づくり・地域づくりにつながる学習会を企画するなど、引き続き公民館本来の役割を考えた事業の実施に努める必要があります。

また、社会教育の拠点施設である公民館・市民会館・図書館の快適性や機能の充実を図るとともに、老朽化した施設については点検・診断を行い、施設の改修計画及び社会教育施設の適正配置の見直しを図ります。また、社会教育施設の利用促進、地域の施設を拠点とした各種講座等のさらなる充実を図る必要があります。

【具体的な取組】

(1) 学びの場の提供

誰もが楽しく主体性を持って学ぶことができるよう、多くの市民が参加できる講座の開催や、各世代のニーズに応じた学習プログラムの構築、市内関係団体との連携などにより、多種多様な学習機会の充実に努めます。

特に若い世代や子育て家庭が親子で参加しやすい学びの場づくりに努めます。

① 公民館講座

誰もが楽しく主体性を持って学ぶことができるよう、多くの市民が参加できる講座を開催し、市内関係団体と連携して多種多様な学習機会の充実に取り組みます。

また、近年、社会的に関心のあるeスポーツ^{※27}を取り入れた学習プログラムの構築を図ります。

② 家庭教育支援の充実

子どもと親の育ちを豊かに支えるため、家庭教育支援コアサポーター^{※28}を活用し、「初ママプログラムはじめのいっぽ」「親子ふれあいプログラムにほ・さんぽ」を実施し、0歳児からの読み聞かせや乳児とのふれあい方の実技、おしゃべり交流会を行います。また、小・中学校保護者懇談会などヘファシリテーター^{※29}が外向き、「生活習慣について」、「上手なほめ方・しかり方」など子どもの成長段階に応じた学習プログラムを活用して、学びの機会の充実に努めます。

また、子育てサロンの家庭教育支援員や地域の子育て支援者（保護者支援士^{※30}）が不安や悩みを抱く子どもと保護者などの相談に対応するための体制づくりに取り組みます。



「家庭教育支援の充実（初ママプログラムはじめてのいっぽ講座）」

③ 地域人材の育成

地域で支える体制づくりのために核となる人材として、「家庭教育支援コアサポーター」の資質向上、子どもの発達段階に応じた「南島原市家庭教育支援プログラム」（MF P）を展開・進行するためのファシリテーターを養成し、家庭の教育力向上を図ります。

そして、家庭教育の不安や悩みを抱える家庭に対して、寄り添ったサポートを可能とするため、保育園・認定こども園等と連携し、大学等専門機関の協力のもと、本市独自の「保護者支援士」を養成します。



「地域人材の育成（家庭教育支援コアサポーター講座）」

(2) 図書館活動の充実

市立図書館と学校図書館、保育園、幼稚園、認定こども園が連携した書籍による読書教育をはじめ、ホームページによる図書館情報の提供、予約受付など、さらなる利用環境の充実に努めます。

また、読書サポーターの養成講座、図書館友の会への支援により、生涯学習社会に
応えた図書館ボランティアの育成に努めます。

① 子ども読書活動推進事業

学校図書館に市立図書館の職員を派遣し、読書指導計画などについて情報を共有し、資料の団体貸出・特別貸出やレファレンスサービス^{※31}、資料選択をはじめとする学校図書館運営への助言ができる体制づくりに取り組み、子どもの読書活動を推進します。

② 読書サポーター養成事業

市立図書館や学校図書館における各種事業や、保育園などにおいても、積極的なボランティアの活用が求められており、子ども読書活動に関わる人材の育成を図ります。



「図書館活動の充実」

(3) 地域交流活動拠点施設の活性化

地域が抱える課題の解決に向けた住民自治力と地域力向上の必要性を考えるための地域活性化フォーラム「地域の力を考える集い」を開催し、地域交流活動の拠点施設である公民館を核とした地域づくりに取り組みます。

① 地域活性化フォーラムの開催

「住み続けたい」ふるさとづくりのために、市民一人一人が地域を見つめ直す機会として「地域活性化フォーラム」を開催し、持続可能な組織づくりに取り組みます。

(4) 生涯学習施設の維持管理

地域交流の活動拠点となる公民館や市民会館、図書館など、社会教育施設の適切な維持管理に努めます。

① 社会教育施設の整備

南島原市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、市民が安全・安心に利用できるよう、快適性や機能充実を図るとともに、老朽化施設について、計画的な整備を行います。

② 社会教育施設の適正配置

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、地区公民館等の管理の見直しを図ります。

(5) 教育DXの推進・デジタル人材の育成

生涯学習において、オンライン講座の開催などによる利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用の推進に努めます。また、社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実に努めます。

① 公民館講座等のデジタル活用推進

公民館講座等を自宅などで気軽に受講できるよう、オンライン講座を実施し、遠隔による学びの情報提供を推進します。併せて、スマートフォン等を活用するための講座を実施します。

② 図書館のデジタルライブラリー事業の推進

電子書籍をパソコンやスマートフォンで閲覧できるサービスや来館しなくても新規利用登録ができるシステムの導入など、サービスの向上に努めます。

③ 社会教育施設管理DXの推進

社会教育施設利用の利便性の向上のため、オンライン予約システムの導入に取り組みます。

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
公民館講座・高齢者学級の開催数	126回	130回
親学び・親子学び・子学び講座回数	46回	100回
保育園・幼稚園・認定こども園連携事業数	5事業	31事業
地域活性化フォーラム「地域の力を考える集い」参加者数	R4年度未実施 (R元年度202人)	300人

2 青少年の健全育成 [5-2-2]

【現状と課題】

青少年の健全な育成のための取組として、地域の人材や自然を生かした放課後子ども教室などの実施による郷土愛の醸成や青少年育成市民会議、子ども会などの関係団体の様々な活動に対して支援を行っています。

今後は、一人一人の人権が尊重される差別のない社会をつくるために、市民と行政が共に考え、実践する学習を推進する必要があります。

【具体的な取組】

(1) 青少年の健全育成

郷土愛に富んだ子どもを育て、青少年の健全育成や非行防止を推進するために「ココロねっこ運動」に取り組んでいます。通学合宿や放課後子ども教室などの家庭・学校・地域の連携・協働による地域の特色を活かした取組を支援するとともに、青少年育成市民会議や子ども会活動のさらなる充実を図ります。

① 放課後子ども教室推進事業（寺子屋21）

家庭・学校・地域が連携・協働しながら、平日の放課後や週末に開催している地域の人材や自然を活かした地域子ども教室をはじめ、子どものニーズに応じた豊かな学びや体験活動の充実を図ります。

② 通学合宿事業

地域の異年齢の子どもたちが、公民館などで共同生活をしながら通学を行うことで、家庭の大切さを自覚し、自主性や協調性を身に付けるとともに、保護者は家庭教育の在り方を見つめ直す機会とします。

また、学校支援会議等と連携し、事業に地域住民の参画を得ることで、子どもを核とした温もりのある地域づくりを図ります。

③ 地域学校協働活動推進事業

地域とともにある学校づくりの実践に向けた基盤となる体制を構築するために、学校教育課所管「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の設置と合わせて生涯学習課所管「地域学校協働本部^{*32}」の組織体制を構築し、持続可能な組織づくりと様々な教育支援活動を行います。

④ 人権教育推進事業

人権教育に関する講演会・学習会・出前講座を開催し、市民と行政が共に考える学習を推進します。

⑤ 高校生キャリア教育事業

市内高校生を対象に社会人に通じるコミュニケーション力や、個性を活かす自己プレゼン法といったプログラムに取り組みます。



「放課後子ども教室推進事業（寺子屋21）」



「通学合宿事業」



「地域学校協働活動推進事業」

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
放課後子ども教室（寺子屋21）の延べ参加数	882人	2,000人
通学合宿の実施小学校数	R4年度未実施 (R元年度9校)	12校

3 文化・芸術の振興〔2-2-1〕

【現状と課題】

文化・芸術の振興を図るためには、文化・芸術団体の育成と活動を支援するとともに、地域の優れた文化・芸術など本市の魅力を広く国内外へ発信するための、歴史的文化遺産や芸術資産を活用した事業の展開が求められています。

また、本市は、日本を代表する彫刻家である北村西望氏の故郷であり、日本で最初に銅版画が制作されたまちでもあります。今後も先人の業績を顕彰するとともに、舞台芸術や展覧会など、多様で優れた文化・芸術に触れる機会の拡大に努める必要があります。

今後は、市民ニーズに沿った文化・芸術への鑑賞・参加機会の充実を図り、地域の文化・芸術の向上と豊かな地域づくりの推進に努めていくことが求められています。

【具体的な取組】

(1) 文化・芸術への鑑賞・創造・参加機会の充実

多くの市民が、多様で優れた文化・芸術に触れることができる機会を提供するとともに、文化・芸術活動の振興を図り、地域の文化・芸術の向上と豊かな地域づくりの推進に努めます。

特に、次代を担う子どもたちの創造性を育むため、多くの文化・芸術と触れ合う機会を提供します。

① 芸術文化振興事業

多くの市民に親しまれる本物の舞台芸術や展覧会などの鑑賞機会を提供し、文化・芸術の振興と豊かな地域づくりの推進に努めます。

② 子ども芸術鑑賞事業

学童期・青年期の多感な時期に、様々な舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな感性を育みます。併せて、青少年の文化活動の推進を図ります。

(2) 本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興

文化・芸術団体などの育成と活動を支援するとともに、市民自らがより意欲的に文化・芸術活動に取り組む環境づくりに努めます。

また、本市の歴史的文化遺産や芸術資産などを活用した事業を実施し、創造性豊かで潤いと活力に満ちたまちづくりに努めます。

① 文化団体育成支援事業

文化・芸術活動の推進を図るため、活動を行う個人または団体の活動を支援します。

② セミナリヨ現代版画展開催事業

本市は日本人の手によって日本最初の銅版画が作成されたまちであり、400年以上前に有家セミナリヨで作成された銅版画「セビリアの聖母」や「聖家族」が実在し、長崎県の貴重な宝となっています。この歴史的文化遺産を本市の誇りとし、先人の国際性豊かな向上心や情熱を現在の人づくり・町おこしに活かすため、全国から応募作品を集めたセミナリヨ現代版画展を開催します。



「セミナーヨ現代版画展（作品講評会）」

（３） 市民文化・芸術活動の推進

本市の優れた文化・芸術を広く国内外へアピールするため、銅版画「セビリアの聖母」や北村西望氏などの歴史的文化遗产や芸術資産を活用した事業を実施するとともに、地域交流活動拠点施設「アートビレッジ・シラキノ」で、市民と文化・芸術をつなぐ、地域づくり・人づくりに努めます。

① アートビレッジ・シラキノ事業

廃校となった旧白木野小学校の再活用を行い、文化・芸術を核とした地域交流拠点施設とし、若手芸術家を招へいするアーティスト・イン・レジデンス事業を毎年２回実施します。地域や国籍を越えて芸術家が共に創作活動を行うことで若手芸術家の発掘、育成を図ります。

また、創作活動の支援と地域社会との文化的交流事業を積極的に行い、創造性豊かな地域づくり・人づくりに努めます。

（４） 伝統文化・伝統芸能の保存と継承

歴史的・文化的に価値ある伝統文化や伝統芸能を正しく後世に伝えるとともに、市民がふるさとの歴史や文化に誇りと愛着が持てるよう、郷土の文化・芸能を学ぶ機会に加え、動画などを活用したPR活動などの取組を進めます。

また、各地域に伝わる独自の伝統文化や伝統芸能の継承と発展を図るため、後継者の育成や郷土芸能保存継承団体への支援を行います。

① 郷土芸能保存継承支援事業

郷土芸能の継承と育成を図るため、各保存会などの活動を支援します。



「アートビレッジ・シラキノ事業（ギャラリートーク）」



「アートビレッジ・シラキノ事業（ワークショップ）」

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
舞台芸術イベントの参加率	31.7%	90%
子ども芸術鑑賞イベントの参加率	97.2%	100%
文化協会会員数	1,792人	2,000人
セミナーヨ現代版画展の応募作品数	9,088点	10,000点
アートビレッジ・シラキノ施設入館者数	1,865人	2,500人
郷土芸能保存会団体数	13団体	15団体

第3節 スポーツの振興 【5-3】

1 生涯スポーツの推進 【5-3-1】

【現状と課題】

余暇社会、長寿社会の到来により、市民のニーズも多様化し、これまでの競技スポーツに加えて生涯スポーツに対する意欲は一層高まっており、スポーツを通じた健康づくりが求められています。

本市では、スポーツ教室の開催や原城マラソン大会などの各種スポーツイベントを通して、市民の体力増進とスポーツ人口の増加を目指します。

また、南島原市多目的運動広場をはじめとする社会体育施設を活用し、本市の競技スポーツと生涯スポーツの育成、更には交流人口の拡大を図ります。



「南島原市多目的運動広場」(愛称：Arrivo! 南島原)

【具体的な取組】

(1) 生涯を通じたスポーツの推進

市民が生涯を通じて何らかのスポーツに取り組み、健康で生きがいのある人生を送れるよう、市内関係団体と連携し、スポーツ活動に幅広い世代が日常的に参加できる環境づくりに取り組みます。

① 南島原市スポーツ協会との連携

スポーツ競技の普及・振興及び競技力の向上を図るため、南島原市スポーツ協会と連携して、各種事業や研修会・講習会などを開催します。

② 南島原市スポーツ推進委員会との連携

本市における生涯スポーツの振興や市民の健康・体づくりを推進するために、南島原市スポーツ推進委員会と連携し、地域におけるスポーツイベントや成人を対象とした新体カテストを実施します。

また、スポーツ推進委員の研修を実施し、資質の向上を図ります。

③ 総合型地域スポーツクラブ「TEAMひまわり」との連携

子どもの体力低下や運動離れなど、子どもを取り巻く環境の変化や高齢化社会に伴う運動に対するニーズの多様化など、時代と共に変化するスポーツ環境に柔軟に対応するため、「TEAMひまわり」と協働し、スポーツによる地域課題の解決に向けた取組を行います。

④ 部活動の地域移行

今後の中学校における部活動の望ましい在り方について、「南島原市部活動の在り方検討委員会」で協議し、令和6年度から順次、部活動の地域移行が実現できるよう、地域スポーツクラブの支援を進めます。

⑤ 各種スポーツ大会運営費等支援事業

市内の町単位で実施される体育祭や社会体育振興会などの自主運営によるスポーツ大会に対して支援を行い、市民のスポーツ普及及び地域振興を図ります。

(2) 各種スポーツ教室の実施

市民の健康・体づくりに向けて、誰もがスポーツや健康づくりに親しめるように、スポーツ活動への参加を促進する機会の提供を目的に各種スポーツ教室を実施します。

① 小学生水泳教室の実施

泳げない子どもが増加している中で、水泳の基礎的な技術を指導し、水泳能力の向上と水難事故防止を図り、健全な心身の育成を目指します。

② マリンスポーツ教室の実施

故郷の美しい海を体験できるサップ教室やカヌー教室などをB&G海洋センターを拠点に開催し、本市の自然環境を活かしたマリンスポーツの普及を図ります。

③ 自然体験事業の実施

本市の豊かな海や山などの自然を楽しむ体験活動を通して、地域の人との関わりと郷土愛の醸成を図ります。



「マリンスポーツ教室」



「自然体験事業」

(3) シニアスポーツの推進

市スポーツ協会と市内関係団体が連携した、楽しく運動習慣が身につくスポーツや運動教室を展開することで、生涯スポーツの推進と健康長寿社会を目指します。

① シニア向け運動教室の実施

シニアの方が気軽にできるスポーツやレクリエーションなどの運動教室を実施して、スポーツ活動への参加を促すとともに、健康・生きがいつくりの推進を図ります。

(4) スポーツにおけるDXの推進

スポーツにおいてDXを導入することで、様々なスポーツに関する知見や機会を市民・社会に提供することを可能とし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高めます。

① eスポーツの推進

誰もが参加しやすいeスポーツの機会を提供し、コミュニケーションを促進して世代間交流を図ります。

② 社会体育施設管理DXの推進

社会体育施設利用の利便性の向上のため、オンライン予約システムの導入に取り組みます。

(5) 各種スポーツクラブ等の育成 【5-1-2】

市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携して社会体育の指導者やスポーツクラブの育成を行い、競技力の向上及び児童生徒の健全な育成と体育・スポーツの振興を図ります。

① 小中学生スポーツ大会出場支援事業

小・中学校の児童生徒を対象として、県大会、九州大会及び全国大会などの各予選を経て出場する各種大会に参加する経費の一部を補助金として交付し、社会体育・スポーツの振興を図ります。

② 小学校社会体育活動支援事業

児童で組織するクラブ活動に対して、運営を支援するための補助金を交付し、児童の健全な育成と社会体育活動の振興を図ります。

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
体力・運動能力調査参加者数	38人	60人
スポーツ教室・体験事業開催数	R4年度未実施 (R3年度3回)	5回
水泳教室の参加率(小学3年生以上)	8%	20%
マリンスポーツ教室参加者数	156人	200人
小中学生スポーツ大会出場数	21回	40回
小学校社会体育活動支援団体	36団体	40団体

2 スポーツ力の強化 [5-3-2]

【現状と課題】

本市では、市スポーツ協会を通じて各競技団体への活動支援を行い、市スポーツ協会が主催する講習会や大会を開催することにより、競技力の向上が図られています。

しかしながら、少子高齢化と人口減少による競技人口の減少がみられ、いかにして競技の普及とともに競技人口を増やすかが課題となっています。

また、スポーツ環境の充実のため、社会体育施設の維持管理の徹底と、南島原市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により整備を進める必要があります。

【具体的な取組】

(1) スポーツイベントの実施

原城マラソン大会をはじめとした各種スポーツイベントを通じて、市民がスポーツに親しむ環境を提供し、市民の体力増進とスポーツ交流人口の拡大を目指します。

また、自転車歩行者専用道路を活用したスポーツイベントなどについて検討します。

① 市民スポーツ大会の実施

本市の競技スポーツの祭典として実施し、市スポーツ協会と連携し、各競技団体の競技力の向上を目指します。

② 原城マラソン大会の実施

世界文化遺産に登録された史跡「原城跡」を周回するコースで実施し、市内の子どもたちの競技力の向上と生涯スポーツとしての日常化を図ります。

また、広く市外からも参加者を募り、スポーツによる地域活性化を図ります。

③ スポーツ専門指導員育成講習会や講演会の開催

市内のジュニアから一般の指導者を対象に、トレーニング方法や障害ケア、栄養学に関する講習会やスポーツ講演会を実施し、指導者の資質向上と育成を図ります。

(2) 社会体育施設の整備

市民が安全・安心に、快適に社会体育施設を利用できるように、その維持管理に努めます。また、利用頻度が低い施設は、利用者の理解を得ながら統廃合に取り組みます。

① 社会体育施設の整備・管理

市民がスポーツに親しむ環境づくりに、社会体育施設の充実は必要不可欠であり、安全性や利便性を損なわないように維持管理の充実を図ります。

また、大規模な改修や機能性向上のための整備は公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により行います。

② 社会体育施設の活用

南島原市多目的運動広場や有家総合運動公園などの施設の活用を図り、併せて、スポーツによる交流人口の拡大に努めます。



「原城マラソン大会」



「スポーツ講演会 葛西紀明氏」

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
市民スポーツ大会参加者数	1,236人	2,600人
原城マラソン大会参加者数	784人	2,000人
南島原市多目的運動広場利用者数	40,433人	45,000人

第4節 文化財の保護と活用 【2-1】

1 歴史・文化財の保護と保存整備・活用 【2-1-1】

【現状と課題】

本市は長い歴史と貴重な文化財を有しています。その中でも特に縄文時代から弥生時代にかけての遺跡や、16世紀後半から17世紀前半にかけてのキリシタン関係の文化財は市の歴史を特徴付けるものです。文化財は国民共有の財産であり、これらを適切に保護及び保存し、継承していくために、文化財の指定、管理、整備、公有化、発掘調査などを計画的に進めていく必要があります。

【具体的な取組】

(1) 「原城跡」・「日野江城跡」の保存整備

世界文化遺産である「原城跡」及び関連資産「日野江城跡」を後世へ継承するため、史跡の保存管理と整備を行います。

また、国指定史跡「原城跡」、「日野江城跡」については、史跡内の公有化を進め保護管理に努めます。

① 原城跡保存整備事業

「史跡原城跡 保存活用計画」及び「史跡原城跡 整備基本計画書」に基づき、原城跡の保存並びに活用整備事業を行い、保護と公開活用を図ります。

令和12年度を目途に石垣などの遺構保護、雨水排水整備、見学者のための便益施設の整備などを行います。

同時に、調査の進んでいない本丸地区以外での確認調査も実施します。

② 日野江城跡保存整備事業

「史跡の保存管理計画書」及び「史跡日野江城跡整備基本計画」に基づき、日野江城跡の中核をなす地区、本丸と二ノ丸の整備を優先的に進め、保護と公開活用を図りました。

今後は法面崩落対策として雨水排水整備を行うとともに、管理用道路の整備についても検討し、史跡の整備と保護に努めます。

③ 指定文化財公有化事業

ア 原城跡公有化事業

史跡「原城跡」は、昭和13年5月30日に国指定史跡となり、昭和54年度から公有化事業に着手しました。約486,000㎡のうち、約336,400㎡を公有化（公有化率 69.2%）しています。今後も史跡の適切な保存管理を図るため公有化を進めます。

イ 日野江城跡公有化事業

史跡「日野江城跡」は、昭和57年7月3日に国指定史跡となり、昭和58年度から公有化事業に着手しました。約126,700㎡のうち、約80,300㎡を公有化（公有化率 63.4%）しています。今後も史跡の適切な保存管理を図るため公有化を進めます。

(2) 市内文化財の保存整備

市内の貴重な文化財に対しては、開発行為によって埋蔵文化財が損なわれることのないよう周知するとともに指導を行います。

また、特に価値の高い文化財については、指定文化財とするなど、適切な保存管理に努めます。

① 埋蔵文化財発掘調査事業（開発事業）

開発行為が埋蔵文化財に影響を与えるか判断するために、試掘、範囲確認、内容確認などの調査を実施します。その結果、埋蔵文化財に影響があると判断した場合は、記録として保存するための本発掘調査を実施し保護に努めます。

② 埋蔵文化財発掘調査事業（学術目的）

縄文時代から弥生時代にかけての遺跡や、16世紀後半から17世紀前半にかけてのキリシタン関係の遺跡など、市の歴史を特徴付ける重要遺跡の発掘調査を実施し、その成果をもとに市の歴史や文化について研究及び評価し、積極的に公開活用の場を設けます。

③ 文化財の指定

文化財は郷土の歴史・文化等を正しく理解していくために欠くことのできないものであり、その適切な保存と活用を図ることは極めて重要です。文化財のうち重要なものについては、文化財保護審議会の答申を受けて指定又は認定を行い、市の文化財として明確に位置付け、市民への周知を図り、文化財保護意識の高揚と保護及び活用の充実を図ります。

(3) 文化財周辺の環境保全

文化財への理解と市民や来訪者に文化財を身近に感じてもらえるよう、清掃活動や巡視活動を行い、文化財周辺の環境保全に努めます。

① 指定文化財等の巡視及び清掃活動

文化財の除草など清掃作業を徹底することは、文化財の保存状態の観察を容易にし、景観保全の観点からも意義は大きく、観光面からも重要な作業です。

原城跡、日野江城跡などの定期巡回を兼ねた清掃、除草作業を実施します。

国及び県指定の文化財については、県から委嘱された文化財保護委員の巡視を年3回実施します。



「史跡 原城跡」



「史跡 日野江城跡」

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
史跡原城跡の公有化率	69.2%	82.0%
史跡日野江城跡の公有化率	63.4%	75.0%

2 歴史・文化財の活用と普及〔2-1-2〕

【現状と課題】

本市は世界遺産となった原城跡や日野江城跡といった史跡をはじめ、各所に点在するキリシタン墓碑、全国でも屈指の支石墓群である原山支石墓群、口之津が国際港であったことを偲ばせる旧長崎税関口之津支署庁舎、島原半島南部の古い照葉樹林相が残る岩戸山樹叢、また近年の発掘調査で見つかった埋蔵文化財、このほかにも数多くの貴重な文化財を有しています。

文化財の持つ意味合いを深く理解してもらうために、情報の発信や歴史学習の支援などを行っていくことが必要です。よって、様々な媒体や手法により、文化財の普及と活用に努めます。

【具体的な取組】

(1) 歴史・文化財の活用と普及の推進

広報紙やホームページなどを活用し、本市の歴史と文化を広く一般に周知するとともに、掲載内容の充実や関係団体と連携した更なる情報発信に努めます。

また、学校・教育機関、一般を対象とした研修会を実施し、文化財についての理解と歴史と文化の継承を担う人材の育成に努めます。

そのほか、資料館の設備や適切な管理運営のもと、企画展や報告会などを行い、資料館への入館者数の増加に取り組みます。

① 指定文化財及び遺跡情報等の周知活動

市ホームページを利用し、指定文化財の情報を提供します。長崎県遺跡情報システムの活用とともに、窓口においても遺跡照会事業を実施します。

(2) 歴史・文化施設等の環境整備と適正な維持管理

口之津歴史民俗資料館をはじめとする本市の歴史・文化施設等については、感染症対策などに対応した展示や施設環境の整備に取り組みます。

また、一部の施設で老朽化などもみられることから、必要に応じて修理や改修を行うなど、適正な管理に努めます。

① 企画展等の開催

市に所在する文化財や発掘調査の成果などを積極的に活用し、企画展等を開催して公開に努めます。活用と公開にあたっては、盗難や毀損などへの対策を十分に図ります。

3 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全〔2-1-3〕

【現状と課題】

原城跡は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として、平成30年7月、世界文化遺産に登録されましたが、観光振興に資する施策が不足していることから、世界遺産を活用して、効果的に地域振興を図っていく必要があります。

このようなことから、本市では、世界遺産のガイダンス施設^{※33}を中心として、物産販売所や観光案内機能を備えた世界遺産センターの整備を進めています。併せて、来訪者の理解を促進するとともに、来訪者の利便性の向上や市外に向けた情報発信事業などについても、官民協働で一体的に進めていくこととしています。

また、世界遺産を地域の宝として後世に伝えていくために、適切な保全活動を行いつつ、ふるさと学習や市政出前講座の一環として行われる世界遺産学習などにより、市民意識の醸成にも努めます。

【具体的な取組】

(1) 世界遺産センターの整備

原城跡の世界遺産としての価値の理解促進と市内の文化資源や観光資源を巡る拠点施設として、物産販売所や観光案内所の機能も備えた世界遺産センターを整備し、地域経済の活性化を図ります。

① 原城跡世界遺産センター整備事業

「世界遺産を核とした『きっかけ』を与える唯一無二の交流拠点の整備による地方創生の実現」を事業コンセプトとして、世界遺産原城跡の価値を伝えるガイダンス施設を整備することで集客機能を強化します。

さらに、地元製品を取りそろえた物産販売所や観光情報を発信する観光案内機能を備えることで、交流人口拡大をきっかけとした観光や物産の振興を図ります。



「原城跡世界遺産センター イメージ図」

(2) ガイダンス機能の充実

有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会の指導助言を受けながら、歴史資料調査を実施し、展示での活用を行います。

また、VR^{*34}アプリなどを活用しての情報発信にも努め、本市の魅力を伝えていきます。

① 歴史資料調査及び展示用コンテンツ作成事業

島原・天草一揆の記録は、全国の博物館、資料館、大学などに、膨大に残されています。歴史資料調査は、世界遺産登録のための調査研究として実施していましたが、完了していないため、現在も継続しています。このような研究成果を、有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会の指導助言を受けながら、新たに整備を進める世界遺産センターでの展示の目玉とするためにデジタル化や多言語化を進めます。

また、パチカンやイタリア国内に残されている歴史的な資料についても、国際交流事業などと連携しながら、調査研究を進め、展示への活用を目指します。

② VR等デジタルコンテンツ^{*35}整備活用事業

原城跡は、建造物が残っているわけでもなく、多くの価値が地中に埋蔵された文化財であるため、現地だけではその価値がわかりづらいと言われています。

原城跡への理解を促進するため、原城の築城時や一揆当時を再現した「原城VR」を平成30年度に制作及び公開をしており、これらのアプリを活用した情報発信などを行います。



「VRによる原城再現イメージ図」

(3) 世界遺産市民協働会議※³⁶活動の充実

土産物開発や史跡保存、官民協働による世界遺産を活用したまちづくりに関わる様々な事業を展開し、地域経済の活性化や市民の意識醸成を図ります。

① 世界遺産市民協働会議との連携事業

世界遺産を活用した地域の活性化を図るために、本市と南島原市世界遺産市民協働会議で連携を図りながら、ワークショップや会議の実施など、官民協働による取組を進めます。

また、市内や市外のイベントなどへのブース設置、特別展の企画や運営、啓発グッズの作成など、情報発信や市民の意識醸成のための取組も実施します。

(4) 世界遺産の適切な保全と活用

世界遺産の適切な保全活動を行い、周知や啓発を図りながら、市民にその大切な価値を伝えるとともに、重要な観光資源として世界遺産を適切に活用していくため、関連する地域の歴史・文化資源やストーリーを活かしたまちづくりを推進します。

① 世界遺産推進事業

世界遺産を後世に伝えるために、国や長崎県、他の構成資産所有自治体、関係者などと協力しながら、世界遺産の保全のために作成された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 包括的保存管理計画」などに基づき世界遺産のモニタリング※³⁷などの保全活動を実施していきます。

② 世界遺産周知啓発・情報発信事業

世界遺産の価値を伝えるための周知啓発や情報発信を行いながら、来訪者や市民に世界遺産としての大切な価値を伝えるとともに、重要な観光資源として世界遺産を適切に活用していくために、関連する地域の歴史・文化資源やストーリーを活かしたまちづくりを推進します。

③ 原城跡来訪者対応事業

原城跡の来訪者が史跡内を周遊するための手段として、レンタサイクルを設置しており、これらを活用しながら来訪者の増加に努めます。

【目標とする指標】

指 標 名	令和4年度	令和10年度
原城跡世界遺産センターの整備進捗率	2.7%	100%
原城跡世界遺産センターの来場者数	—	150,000人
原城VRの貸し出し台数	825台	3,000台
市民協働会議関連会議などの開催回数	10回	16回
原城跡来訪者数	40,000人	60,000人

用語解説

※1 不易流行（P1）

いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものをも取り入れていくこと。

※2 PDCAサイクル（P1）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの質を高めようという概念。

※3 人間力（P6）

社会を構成し、運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力。

※4 主体的・対話的で深い学び（P6）

平成29、30、31年改訂学習指導要領において、その理念を実現するための授業改善の視点として示されたもの。

※5 グローバル教育（P6）

物事を世界規模の視野で見て考える力を付けるための学習方法のこと。

※6 個別最適な学び（P6）

「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。

※7 協働的な学び（P6）

子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら必要な資質や能力を高める学習。

※8 外国語指導助手（ALT）（P7）

外国青年招致事業（JETプログラム）により任用された、語学指導を行う外国青年のこと。英語でAssistant Language Teacher。略して通称ALTという。

※9 英語指導助手（EAT）（P7）

南島原市で独自に採用した、語学指導を行う外国青年のこと。英語でEnglish Assistant Teacher。略して通称EATという。

※10 教育DX（P7）

教育DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、学校がデジタル技術を活用してカリキュラムや学習の在り方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

※11 Society5.0（P7）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。国の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

※12 ICT (P7)

Information and Communication Technologyの略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。教育場面においては、電子黒板、パソコン、タブレットなどのデジタル機器やインターネットを介した学習支援ツールなど。

※13 GIGAスクール構想 (P7)

「Global and Innovation Gateway for All (全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉)」の略称。1人1台端末、通信ネットワークなどの学校ICT環境を整備、活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質を向上させようとする文部科学省の構想。

※14 長崎県統合型校務支援システム (P7)

成績処理、出欠管理、健康診断票、指導要録などを統合した機能を有しているシステムの内、長崎県が推奨しているシステム。

※15 LGBT (P9)

「Lesbian (レズビアン)」「Gay (ゲイ)」「Bisexual (バイセクシュアル)」「Transgender (トランスジェンダー)」の頭文字を取って名付けられた、幅広い性の在り方を総称する言葉。

※16 キャリア教育 (P9)

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

※17 コミュニティ・スクール (学校運営協議会) (P12)

学校と保護者や地域住民が力を合わせ、学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を進める法律 (地教行法第47条の5) に基づいた仕組。

※18 プラットフォーム (P12)

拠点の意味。教職員、保護者、地域住民、行政、福祉関係団体など、多様なメンバーからなるチームを作り、連携・協働して地域や子どもをめぐる課題を解決するための拠点として学校を位置づける考え方。

※19 学校力 (P12)

教職員の指導力、教育課程、学校運営など、学校教育目標の実現に向けて、学校が有すべき学校総体としての力。

※20 タブレット (P13)

画面を直接触って操作する、携帯できる情報端末のこと。

※21 通級指導教室 (P14)

児童生徒が、通常学級に在籍しながら、特性による学習上または生活上の困難を改善し、又は克服するために、特別の指導を行う場 (教室) のこと。

※22 スクールカウンセラー（P14）

心理についての専門性を持ち、学校において、児童生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などを行う専門職のこと。

※23 スクールソーシャルワーカー（P14）

福祉の専門性を持ち、児童生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワーク（日常生活での課題を解決するための支援）を行う専門職のこと。

※24 適応指導教室（P14）

不登校児童生徒への学習、生活指導や学校生活へ復帰を支援することを目的に、教育委員会によって学校内や学校以外の場所に設置された施設のこと。教育支援センターとも呼ばれる。

※25 特別支援教育コーディネーター（P15）

特別な配慮を要する児童生徒への適切な支援のため、関係機関と関係者との連絡調整を行い、協同的に対応するために各学校に配置された職員。

※26 非構造部材（P17）

柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。

※27 eスポーツ（P20）

コンピュータゲーム（ビデオゲーム）をスポーツ競技として捉える際の名称。

※28 家庭教育支援コアサポーター（P20）

家庭教育に取り組むための親学習プログラムをはじめ、家庭教育事業に関する講座を実施するためのスタッフ、親子への支援を行う人のこと。

※29 ファシリテーター（P20）

グループや組織が協力し、共通の目的を理解し、目標達成のための計画立案を支援する人のこと。

※30 保護者支援士（P20）

子育てに関わる人を対象に、子どもの発達や保護者へのアプローチの仕方などに関して、市が、大学の講師を招聘し開催する講座を受講したものに与えられる資格。

※31 レファレンスサービス（P22）

図書館利用者が学習、研究、調査を目的として必要な情報や資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索、提供又は回答することによってこれを助ける業務。

※32 地域学校協働本部（P24）

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、地域住民と学校関係者が協働して行う様々な取組を組み合わせるため組織された地域の緩やかなネットワーク体制。

※33 ガイダンス施設 (P39)

ガイダンスは、「初歩的な説明、案内」を指す言葉で、ガイダンス施設は、基本的な知識がない人も理解できるように解説をする施設。

※34 VR (P40)

VR (バーチャル・リアリティ) は、日本語で「仮想現実」と言い、コンピューターによって作り出された仮想的な空間のことで、原城跡では、お城があった当時と島原・天草一揆当時を疑似体験できるよう原城VRを作成している。

※35 デジタルコンテンツ (P40)

デジタル形式の情報媒体のことで、原城VRのほかに、歴史資料調査の成果として作成する展示用デジタルコンテンツもこれにあたる。

※36 世界遺産市民協働会議 (P41)

市内の産業、行政、教育、福祉などの32団体の代表者により構成している世界遺産を活用したまちづくりを官民協働で推進する組織。

※37 モニタリング (P41)

監視すること。観察し、記録すること。



第2期 南島原市教育振興基本計画

令和6年3月

南島原市教育委員会

〒859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙 1023 番地
TEL 0957-73-6701 FAX 0957-85-2767